

飯田市社会福祉大会表彰要件

1 特別功労表彰

(1) 表彰基準日

飯田市社会福祉大会開催日

(2) 対象者

ア	各種団体（市単位）理事以上
イ	民生児童委員
ウ	保護司
エ	人権擁護委員
オ	結婚相談員
カ	身体障がい者相談員
キ	知的障がい者相談員
ク	各地区まちづくり委員会等における地域福祉推進組織の役員（福祉関係の役員）

(3) 表彰要件

ア 大会長表彰

原則 7 年以上従事された方

イ 名誉大会長表彰

原則 10 年以上従事された方（大会長表彰受賞後 3 年以上経過）

(4) 留意事項

- ・ 上記ア～クの委員等に、旧社協委員及び各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する組織の委員（福祉関係の委員）または、地区結婚相談員の在任期間を加算の対象とできる。（ただし、大会長表彰は 3 年、名誉大会長表彰は 4 年を加算上限とする）
（例）地区健康福祉委員 3 年＋地区健康福祉委員長 4 年→計 7 年以上にて大会長表彰
- ・ 同一人に対して再び同一表彰を行わない。
- ・ 同一人で役職等が異なる場合は、種別ごとの年数を加算し、通算で 7 年以上の在任者を対象とするが、重複する在任期間は加算ができない。
- ・ 推薦の該当者が各種団体（市単位）に委員・会員・団員等として所属している場合には、その団体に推薦する旨を連絡する。（重複推薦を防ぐため）

2 感謝状表彰

(1) 表彰基準日

社会福祉大会開催日

(2) 対象者及び団体

ア	各地区まちづくり委員会等における地域福祉推進組織の委員（福祉関係の委員）
イ	地区結婚相談員
ウ	活動を継続的に行っているボランティア団体
エ	個人として地域福祉に貢献した者

(3) 表彰要件

原則6年以上従事された方及び団体

(4) 留意事項

- ・ 上記ア該当者には、旧社協委員の在任期間を加算し当該年限の対象とできる。
- ・ 同一人及び団体に対して再び同一表彰を行わない。
- ・ 同一人で役職等が異なる場合は、種別ごとの年数を加算し、通算で6年以上の在任者を対象とするが、重複する在任期間は加算ができない。
- ・ 推薦の該当者が各種団体（市単位）に委員・会員・団員等として所属している場合には、その団体に推薦する旨を連絡する。（重複推薦を防ぐため）